

埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則

(生活関連施設)

第一条 埼玉県福祉のまちづくり条例（平成七年埼玉県条例第十一号。以下「条例」という。）第二条第二項第五号の規則で定める施設は、駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第二条第二号に規定する路外駐車場（駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）第十五条に規定する国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるものを除く。）であって、建築物以外のものとする。

追加〔平成一六年規則八〇号〕

(整備基準)

第二条 条例第十二条の規則で定める基準は、別表第一のとおりとする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(適合証の交付等)

第三条 条例第十四条の規定による適合証の交付は、生活関連施設の所有者又は管理者の請求により行うものとする。

2 前項の請求は、様式第一号の請求書を知事に提出して行わなければならない。

3 前項の請求書には、様式第二号の整備項目表及び別表第二の上欄に掲げる生活関連施設の区分に応じた同表の下欄に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、条例第十六条第一項の規定による届出をした者が第一項の請求をする場合は、この限りでない。

4 条例第十四条の適合証の様式は、様式第三号のとおりとする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(特定生活関連施設)

第四条 条例第十六条第一項の規則で定める施設は、別表第三のとおりとする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(新築等の届出)

第五条 条例第十六条第一項の規定による届出は、特定生活関連施設の新築等をしようとする日の三十日前までに、様式第四号の届出書によって行わなければならない。

2 前項の届出書には、様式第二号の整備項目表及び別表第二の上欄に掲げる特定生活関連施設の区分に応じた同表の下欄に掲げる図書を添付しなければならない。

3 条例第十六条第一項第六号の規則で定める事項は、特定生活関連施設の新築等の実施時期とする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(変更の届出)

第六条 条例第十六条第二項の規定による届出は、様式第五号の届出書によって行わなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の届出書について準用する。この場合において、同条第二項中「図書」とあるのは、「図書のうち当該変更に係るもの」と読み替えるものとする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(軽微な変更)

第七条 条例第十六条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、特定生活関連施設の新築等の実施時期の変更のうち、三月以内の変更とする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(完了届)

第八条 条例第十八条の規定による届出は、様式第六号の届出書によって行わなければならない。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(適合状況の報告)

第九条 条例第二十条第一項の規定による報告は、知事が定める期限までに、様式第七号の報告書によって行わなければならない。

2 前項の報告書には、様式第二号の整備項目表を添付しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(身分証明書)

第十条 条例第二十四条第二項の身分を示す証明書の様式は、様式第八号のとおりとする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(国等に準ずる者)

第十一条 条例第二十五条第一項の規則で定める者は、法令により、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の規定の適用について国、都道府県又は市町村とみなされる法人とする。

一部改正〔平成一六年規則八〇号〕

(適用除外)

第十二条 条例第二十五条の二の規定により、さいたま市の区域においては、条例第三章第一節及び第二節の規定は、適用しない。

追加〔平成一六年規則八〇号〕

附 則

この規則は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十八日規則第十三号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、別表第三第一号イの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年十月一日規則第八十号）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十八年九月二十九日規則第九十九号）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日規則第五十一号）

1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の請求及び届出について適用し、同日前の請求及び届出については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年三月十八日規則第九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第八号の改正規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成二十六年九月三十日規則第六十七号）

この規則は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年三月二十八日規則第十九号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三十年十二月二十八日規則第六十五号）

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日規則第三十八号）

1 この規則は、平成三十一年九月一日から施行する。

2 この規則による改正後の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に着手する特定生活関連施設の新築（生活関連施設以外の建築物の用途を変更して特定生活関連施設とすることを含む。）又は整備基準に係る部分の増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替え（以下この項において「新築等」という。）について適用し、同日前に着手した新築等については、なお従前の例による。

附 則（令和三年三月三十日規則第三十三号）

1 この規則中様式第一号及び様式第四号から様式第七号までの改正規定は公布の日から、別表第一第三号リ(1)(七)の改正規定は令和三年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県福祉のまちづくり条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表第一（第二条関係）

一 建築物（次号に掲げるものを除く。）に関する整備基準

イ 利用円滑化経路

(1) 次に掲げる場合においては、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の用に供するそれぞれの場合に応じて定める経路のうち

一以上を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、(2)及び(3)に定める建築物については、この限りでない。

(一) 建築物に利用者の用に供する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室（共同住宅又は寄宿舍にあっては各住戸、ホテル、旅館又は下宿にあっては各客室）までの経路

(二) 建築物又はその敷地に高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したチ(1)又は(2)に定める便所を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。(三)において同じ。）から当該チ(1)又は(2)に定めるそれぞれの便所までの経路

(三) 建築物又はその敷地に次に定める基準に適合する車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設ける場合 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路

(イ) 幅は、三・五メートル以上とすること。

(ロ) 車両への乗降の用に供する部分の表面は、できるだけ水平とすること。

(ハ) 車いす使用者用駐車施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

(2) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舍にあっては、千平方メートル）未満の建築物で地上階（直接地上へ通ずる出入口を有する階をいう。以下同じ。）に利用居室を有するものについては、次に掲げる施設（(二)又は(三)に掲げる施設にあっては、建築物又はその敷地内に(二)又は(三)に掲げる施設を設ける場合に限る。以下「便所等」という。）から地上階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階に利用居室を有するものについては、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とするよう努めること。

(一) 道等

(二) 一以上のチ(1)又は(2)に定める便所（地上階に設けられるものに限る。）

(三) 車いす使用者用駐車施設

(3) 床面積の合計が五百平方メートル（共同住宅又は寄宿舍にあっては、千平方メートル）未満の建築物で地上階以外の階のみに利用居室を有するものについては、便所等から地上階にある出入口までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とすること。この場合において、前段の建築物で地上階以外の階にある利用居室については、便所等から地上階以外の階にある利用居室までの利用者の用に供するそれぞれの経路のうち一以上を利用円滑化経路とするよう努めること。

(4) 利用円滑化経路は、できるだけ短くすること。

(5) 利用円滑化経路上には、階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は昇降機を併設する場合においては、この限りでない。

ロ 視覚障害者利用円滑化経路

(1) 道等から建築物又はその敷地に設けた案内設備（点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内するものに限る。）までの利用者の用に供する経路のうち一以上を、視覚障害者が円滑に利用できる経路（以下「視覚障害者利用円滑化経路」という。）とすること。ただし、当該道等から当該案内設備までの経路が主として自動車の駐車の用に供する施設に設けられるものである場合、又は当該案内設備が建築物の内にある当該建築物を管理する者等の常駐するものであって、当該案内設備から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が(2)及び(3)に定める基準に適合する場合においては、この限りでない。

(2) 視覚障害者利用円滑化経路は、次に定める構造とすること。

(一) 線状ブロック等（視覚障害者の誘導を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。）及び点状ブロック等（視覚障害者に対し段差又は傾斜の存在の警告を行うために床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との

色の明度の差が大きいこと等により容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし、進行方向を変更する必要がない風除室内においては、この限りでない。

(二) 視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には、点状ブロック等を敷設すること。

(イ) 車路に近接する部分

(ロ) 段又は傾斜がある部分の上端に近接する部分

(3) (2)(二)(ロ)の規定にかかわらず、視覚障害者利用円滑化経路を構成する敷地内の通路のうち、次に掲げる部分には、点状ブロック等の敷設を行わないことができる。

(一) こう配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分

(二) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、こう配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する部分

(三) 段又は傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分

ハ 出入口

(1) 利用者の用に供する出入口は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。

(二) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(2) 利用円滑化経路を構成する出入口は、(1)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ニ 廊下等

(1) 利用者の用に供する廊下その他これに類するもの(共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。以下「廊下等」という。)は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(二) 戸を設ける場合においては、ハ(1)に定める基準に適合するものとする。

(三) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、構造上その他のやむを得ない理由で段を設ける場合においては、当該段の基準は、へに定める基準を準用すること。

(四) 段又は傾斜路(階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するもの(その踊場を含む。))に限る。ホ及びヨにおいて同じ。)の上端に近接する廊下等の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。

(イ) こう配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、こう配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等の部分

(ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる廊下等の部分

(五) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

(2) 利用円滑化経路を構成する廊下等は、ハ(2)(二)並びにニ(1)(一)、(二)、(四)及び(五)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(二) 廊下等の末端の付近及び区間五十メートル以内ごとに車いすが転回することができる場所を設けること。

ホ 傾斜路(共同住宅又は寄宿舍にあっては、共用のものに限る。)

(1) 利用者の用に供する傾斜路は、ニ(1)(一)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) こう配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

- (二) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
- (三) その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (四) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、次に掲げる部分については、この限りでない。
 - (イ) こう配が二十分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分
 - (ロ) 高さが十六センチメートルを超えず、かつ、こう配が十二分の一を超えない傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分
 - (ハ) 主として自動車の駐車のために供する施設に設けられる踊場の部分
 - (ニ) 傾斜のある部分と連続して手すりが設けられている踊場の部分
- (2) 利用円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。
 - (一) 幅は、階段に代わるものにあつては一・二メートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。
 - (二) こう配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものについては、八分の一を超えないこと。
 - (三) 高さが七十五センチメートルを超えるものについては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。
- へ 階段（その踊場を含む。）（共同住宅又は寄宿舎にあつては、共用のものに限る。）
利用者の用に供する主たる階段は、二(1)(一)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。
- (1) 両側に手すりを設けること。
- (2) 回り段を設けないこと。
- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (5) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、階段が主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるものである場合、又は段のある部分と連続して手すりが設けられているものである場合においては、この限りでない。
- ト 昇降機
- (1) 利用円滑化経路を構成するエレベーター（(2)及び(4)に定めるものを除く。）及び乗降ロビー（(2)に定めるものを除く。）は、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) かごは、利用居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したチ(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
- (二) かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ八十センチメートル以上とすること。
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は一・四メートル以上とし、かごの奥行きは一・三五メートル以上とするとともに、かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- (四) 床面積の合計が二千平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は九十センチメートル以上とし、かごの奥行きは一・二メートル以上とすること。ただし、別表第三第一号イからカまで、タからツまで及びウに設けられるエレベーターにあつては、かごの奥行きは一・三五メートル以上とすること。
- (五) かごの出入口が複数あるエレベーターを設ける場合においては、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。
- (六) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (七) 乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ一・五メートル以上とすること。
- (八) かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。

- (九) かご内には、手すりを設けること。
- (十) かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
- (十一) かごの出入口には、利用者を感じし、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (十二) 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。
- (十三) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(八)に定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーター（主として視覚障害者が利用するものを除く。（十四）及び（十五）において同じ。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (十四) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (十五) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に設けられるエレベーターである場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。
- (十六) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。
- (2) 共同住宅又は寄宿舍の利用円滑化経路を構成するエレベーター（(4)に定めるものを除く。）及び乗降ロビーは、(1)(二)、(五)から(十二)まで及び(十六)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) かごは、各住戸、居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したチ(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。
- (二) 床面積の合計が二千平方メートル以上の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は一・〇五メートル以上とし、かごの奥行きは一・五二メートル以上とすること。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したチ(1)若しくは(2)に定める便所又は車いす使用者用駐車施設がある共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにあつては、かごの幅は一・四メートル以上とし、かごの奥行きは一・三五メートル以上とするとともに、かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル未満の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は九十センチメートル以上とし、かごの奥行きは一・二メートル以上とすること。
- (3) 利用円滑化経路を構成するエスカレーターは、平成十二年建設省告示第千四百十七号第一ただし書に定めるものとする。
- (4) 利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次に定める構造とすること。
- (一) 平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に定めるものとする。
- (二) かごの幅は七十センチメートル以上とし、かごの奥行きは一・二メートル以上とすること。
- (三) 車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。
- チ 便所（共同住宅又は寄宿舍の各住戸に設けられるものを除く。）
- (1) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物又は専ら高齢者若しくは障害者が利用する建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、男女の性別によらず利用でき、かつ、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の利用に配慮した便所（以下「多機能ト

イレ」という。)を一以上設けること。ただし、共同住宅又は寄宿舍については、この限りでない。

(一) 出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

(二) 出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(三) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(四) 出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。

(五) 内部は、車いす使用者その他の高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう、十分な空間を確保し、かつ、腰掛便座、手すり、洗面器等を適切に配置した構造とすること。

(六) 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

(七) 次に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(イ) 車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、下部に車いす使用者が利用しやすい空間が設けられていること。

(ロ) もたれかかったときに耐えうる強固なものとすること。

(ハ) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとすること。

(八) 出入口又はその付近に、多機能トイレが設けられている旨の適切な表示をすること。

(2) (1)の規定により多機能トイレを設けることとされる建築物以外の建築物に、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、多機能トイレを一以上又は次に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(一) 車いす使用者の利用可能な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。

(二) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口の幅は、八十センチメートル以上とすること。

(三) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、自動的に開閉する構造その他車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(四) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。

(五) (1)(七)に定める基準に適合する洗面器が設けられていること。

(六) (一)の便房及びその便房のある便所の出入口又はその付近に、高齢者、障害者等が利用可能な便所が設けられている旨の適切な表示をすること。

(3) 床面積の合計が二千平方メートル以上の(1)の規定により多機能トイレを設けることとされる建築物に、多機能トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(2)に定める基準に適合する便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。ただし、多機能トイレを二以上設ける場合においては、この限りでない。

(4) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト(人工こう門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)の利用に配慮した設備(以下「オストメイト用設備」という。)を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けるよう努めること。ただし、別表第三第一号イからチまで、ヌからカまで、タからツまで、ム(床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。)及びウに利用者の用に供する便所を設ける場合並びに同号リ(床面積の合計が五十平方メートル以上のものに限る。)においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上)設けること。

(5) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、一以上を子ども等の円滑な利用が可能な床置き等的小便器とすること。

(6) (5)により床置き等的小便器を設けた場合における一以上の便所の床置き等的小便器は、両側に手すりを適切に配置されたものとすること。

(7) 床面積の合計が五百平方メートル以上の建築物（下宿、市場、遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店、待合、自動車車庫、工場、事務所、共同住宅又は寄宿舎を除く。(8)において同じ。)に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、次に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。

(一) 便房には、乳幼児を安全に座らせることができるいす（以下「乳幼児用いす」という。）が設けられていること。

(二) 便所には、乳幼児用ベッド等の乳幼児のおむつ替えのできる設備が設けられていること。ただし、便所以外の場所であって、乳幼児を連れた者が利用しやすい場所に当該設備が設けられている場合においては、この限りでない。

(三) 乳幼児用いす又は乳幼児のおむつ換えのできる設備が設けられた便房、便所及び(二)ただし書に規定する場所の出入口又はその付近に、当該設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

(8) 床面積の合計が五百平方メートル未満の建築物に利用者の用に供する便所を設ける場合においては、(7)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努めること。

リ 浴室等

多数の利用者の用に供する浴室、シャワー室又は更衣室（住戸又は客室の内部に設けられるものを除く。以下「浴室等」という。）を設ける場合においては、それぞれ一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）の浴室等は、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 出入口は、チ(1)(一)から(四)までに定める基準に適合するものとする。

(2) 更衣ブース又はシャワースペースを設ける場合においては、それぞれ一以上の出入口の幅を八十センチメートル以上とすること。

(3) 高齢者、障害者等が円滑に利用することができるよう浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。

(4) 車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保し、通行の際に支障となる段を設けないこと。

(5) 水栓器具は、高齢者、障害者等が容易に操作することができるものとする。

ヌ 客室

(1) 客室の総数が五十以上のホテル、旅館又は下宿にあつては、次に定める基準に適合する客室（以下「配慮された客室」という。）を客室の総数に百分の一を乗じて得た数以上設けること。

(一) 便所は、チ(1)(一)から(五)までに定める基準に適合するものとする。

(二) 浴室は、リ(1)及び(3)から(5)までに定める基準に適合するものとする。

(三) 室内は、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保すること。

(2) 客室の総数が五十未満のホテル、旅館又は下宿にあつては、一以上の配慮された客室を設けるよう努めること。

(3) (1)のホテル、旅館又は下宿は、(1)の規定によるほか、客室の総数が五十以上二百以下の場合にあつては当該客室の総数に五十分の一を乗じて得た数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上、客室の総数が二百を超える場合にあつては当該客室の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数から(1)の規定により設ける数を減じた数以上の配慮された客室を設けるよう努めること。

ル 客席

観覧場、公会堂、集会場、劇場、映画館又は演芸場の客席の部分は、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 奥行きを一・二メートル以上、幅を九十センチメートル以上とする車いす使用者用の客席が設けられていること。

(2) 客席の部分の利用円滑化経路を構成する出入口から(1)に定める客席までの経路は、次

に定める構造とすること。

(一) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(二) 高低差がある場合においては、ニ(1)(一)並びにホ(2)(一)及び(二)に定める構造の傾斜路を設けること。

(3) 客席の総数が二百以下の場合にあっては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超える場合にあっては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の(1)に定める基準に適合する客席を設けるよう努めること。

(4) 客席の総数が二百以下の場合にあっては当該客席の総数に五十分の一を乗じて得た数以上、客席の総数が二百を超える場合にあっては当該客席の総数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の客席に、難聴者の聴力を補うための装置を設けるよう努めること。

ヲ カウンター等

(1) 利用者の用に供するカウンター、記載台又は公衆電話台(以下「カウンター等」という。)を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。

(2) 券売機その他の利用者の用に供する機器を設ける場合においては、高齢者、障害者等の利用に配慮したものを設けるよう努めること。

ワ 案内板等

(1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。

(二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。

(三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(2) 建築物又はその敷地には、当該建築物又は敷地内の高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備(以下「主要な案内板」という。)を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

(3) 高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した昇降機、便所又は駐車場等の付近には、それぞれ、当該昇降機、便所又は駐車場等があることを表示する表示板を設けること。

(4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。

(5) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な建築物(自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要なものに限る。)については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとする。

カ 駐車場等(共同住宅又は寄宿舍に設けられるものを除く。)

(1) 利用者の用に供する駐車場(専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のためのものを除く。)を設ける場合においては、当該駐車場における自動車の全駐車台数が二百以下の場合にあっては当該全駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合にあっては当該全駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

(2) 利用円滑化経路を構成する駐車場内の通路は、ヨ(2)に定める基準に適合するものとする。

(3) 利用者の用に供する車寄せを設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分(以下「高齢者、障害者等優先停車施設」という。)を設けるよう努めること。

(一) 車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。

(二) 高齢者、障害者等優先停車施設に最も近い利用者の用に供する出入口(ハ(2)に定め

る基準に適合するものに限る。)から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路は、ヨ(2)に定める基準に適合するものとする。

- (4) 高齢者、障害者等優先停車施設又はその付近に高齢者、障害者等優先停車施設である旨を見やすい方法により表示すること。

ヨ 敷地内の通路

- (1) 利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(二) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、ヘ(1)から(4)までに定める基準を準用すること。

(三) 傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

(イ) こう配が十二分の一を超え、又は高さが十六センチメートルを超え、かつ、こう配が二十分の一を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

(ロ) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(ハ) その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(四) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

(五) 排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

- (2) 利用円滑化経路を構成する敷地内の通路は、(1)(一)及び(三)から(五)までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(二) 五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

(三) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

(イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造(回転式を除く。)とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(ロ) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。

(ハ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

(四) 傾斜路を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

(イ) 幅は、段に代わるものにあつては一・二メートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(ロ) こう配は、十二分の一を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものについては、八分の一を超えないこと。

(ハ) 高さが七十五センチメートルを超えるものについては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

タ 授乳場所等

- (1) 床面積の合計が五千平方メートル以上の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、乳幼児用ベッド及びいすその他乳幼児のおむつの交換及び授乳ができる設備が配置された場所(以下「授乳場所等」という。)を設けること。また、床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の建築物で、乳幼児を連れた者が長時間利用するものについては、授乳場所等を設けるよう努めること。

- (2) 授乳場所等の出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をすること。

レ 休憩設備

- (1) 床面積の合計が二千平方メートル以上の建築物(公衆便所、自動車車庫、共同住宅又は寄宿舍を除く。)には、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した休憩の用に供する設備(以下「休憩設備」という。)を設けること。

- (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

ソ 増築等に関する適用範囲

(1) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替え（建築物の用途を変更して生活関連施設とすることを含む。ソ及びネにおいて「増築等」という。）をする場合（(2)に定める建築物の増築等の場合を除く。）においては、この号の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。

(一) 当該増築等に係る部分

(二) 道等から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路

(三) 利用者の用に供する便所

(四) (一)に掲げる部分にある利用居室（当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等。(六)において同じ。）から多機能トイレ（(三)に掲げる便所に係る多機能トイレが設けられていない場合においては、チ(2)に定める便所）までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路

(五) 利用者の用に供する駐車場

(六) 車いす使用者用駐車施設から(一)に掲げる部分にある利用居室までの一以上の経路を構成する出入口、廊下等、傾斜路、階段、昇降機及び敷地内の通路

(2) (1)の増築等に係る部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の建築物の増築等の場合においては、この号の規定は、当該増築等に係る部分に限り適用する。

ツ 地形の特殊性により適用される利用円滑化経路の特例

利用者の用に供する車寄せが設けられた建築物の利用円滑化経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性によりヨ(2)に定める基準に適合することが困難である場合におけるイ(1)(一)、ロ(1)及びソ(1)(二)の規定の適用については、イ(1)(一)中「道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり、並びにロ(1)及びソ(1)(二)中「道等」及び「当該道等」とあるのは、「当該建築物の車寄せ」とする。

ネ 自動車車庫等を含む建築物の床面積の算定方法

床面積（建築物の増築等の場合にあつては、当該増築等に係る部分の床面積）の合計が、二千平方メートル未満の建築物については、この号に定める床面積に、自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設の用途に供する部分の床面積（次号において、「車庫等床面積」という。）を算入しない。

二 小規模建築物（床面積（車庫等床面積を除く。）の合計が、二百平方メートル未満の建築物（別表第三第一号イからリまで、ル及びウ並びに第二号ロを除く。）及び百五十平方メートル未満の同表第一号ル及び第二号ロの店舗をいう。）に関する整備基準

イ 出入口

利用者の用に供する一以上の出入口は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。

ロ 敷地内の通路

利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造とすること。

(1) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(2) 通行の際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路若しくは昇降機を併設する場合、又は当該建築物を管理する者の介助等により高齢者、障害者等が通行することが可能となる場合においては、この限りでない。

ハ 便所

利用者の用に供する便所を設ける場合においては、当該便所は、前号チ(2)に定める基準に適合するものとするよう努めること。

三 公共交通機関の施設に関する整備基準

イ 移動円滑化経路

(1) 公共用通路（公共交通機関の施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、公共交通機関の施設の外部にあるものをいう。以下同じ。）と

車両等（公共交通の事業者が旅客の運送事業の用に供する車両、自動車及び航空機をいう。以下同じ。）の乗降口との間の経路であって、高齢者、障害者等の円滑な通行に適するもの（以下「移動円滑化経路」という。）を、乗降場ごとに一以上設けること。

- (2) 移動円滑化経路において床面に高低差がある場合においては、傾斜路又はエレベーターを設けること。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合においては、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合にあっては、エスカレーター以外の昇降機であって車いす使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- (3) 公共交通機関の施設に隣接しており、かつ、当該公共交通機関の施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が公共交通機関の施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合においては、(2)の規定によらないことができる。
- (4) 公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって、主たる通行の用に供するものと当該公共用通路と当該車両等の乗降口との間に係る移動円滑化経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (5) 乗降場間の利用者の乗継ぎの用に供する経路（(6)において「乗継ぎ経路」という。）のうち、(2)及び(3)、ハ(2)、ニ(2)、ホ(2)、ヘ(2)並びにチに定める基準に適合するものを、乗降場ごとに一以上設けること。
- (6) 主たる乗継ぎ経路と(5)に定める基準に適合する乗継ぎ経路が異なる場合においては、これらの経路の長さの差は、できる限り小さくすること。
- (7) 線路、水路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道の駅には、(1)の規定にかかわらず、当該各側の出入口に通ずる移動円滑化経路をそれぞれ一以上設けること。ただし、鉄道の駅の規模、出入口の設置状況その他の状況及び当該鉄道の駅の利用の状況を勘案して、高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと知事が認める場合は、この限りでない。

ロ 視覚障害者誘導用のブロック等

- (1) 利用者の用に供する通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するもの（これらの通路等とエレベーター、便所、券売機及び案内板等との間の経路を構成する通路等を含む。）には、線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。
- (2) 階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路等には、点状ブロック等を敷設すること。

ハ 出入口

- (1) 利用者の用に供する各室の出入口のうち、それぞれ一以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) 幅は、八十センチメートル以上とすること。
- (二) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
- (イ) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- (ロ) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。
- (ハ) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (三) 通行の際に支障となる段を設けないこと。
- (2) 移動円滑化経路を構成する出入口は、(1)(二)及び(三)に定める基準に適合するものとするほか、幅は、九十センチメートル以上とすること。

ニ 改札口

- (1) 改札口に自動改札機を設ける場合においては、自動改札機又はその周辺において自動改

札口への進入の可否を示すとともに、乗車券等の挿入口を色で縁取ること等により容易に識別できるものとする。

(2) 移動円滑化経路を構成する改札口は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(二) 通行の際に支障となる段を設けないこと。

ホ 通路等

(1) 利用者の用に供する通路等は、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 傾斜路に接する部分の通路等の幅は、一・五メートル以上とすること。

(二) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。

(三) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、トに定める基準を準用すること。

(四) 突出物等通行の支障となるものを設けないこと。ただし、視覚障害者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講じた場合においては、この限りでない。

(五) 排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。

(2) 移動円滑化経路を構成する通路等は、(1)(二)、(四)及び(五)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、一・八メートル以上とすること。

(二) 通行の際支障となる段を設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合においては、ヘ(2)に定める基準に適合する傾斜路を併設すること。

(三) 戸を設ける場合においては、ハ(2)に定める基準に適合すること。

(四) 照明設備を設けること。

ヘ 傾斜路（その踊場を含む。）

(1) 利用者の用に供する傾斜路は、ホ(1)(二)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 両側に手すりを二段で設けるとともに、その上段の手すりの両端には、傾斜路の行き先を点字で表示すること。

(二) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。

(三) その前後の通路等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。

(2) 移動円滑化経路を構成する傾斜路は、(1)の規定によるほか、次に定める構造とすること。

(一) 幅は、階段に代わるものにあつては一・二メートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル以上とすること。

(二) こう配は、十二分の一（屋外に設けられる場合においては、二十分の一）を超えないこと。ただし、高さが十六センチメートル以下のものについては、八分の一を超えないこと。

(三) 高さが七十五センチメートル（屋外に設けられる場合においては、六十センチメートル）を超えるものについては、高さ七十五センチメートル（屋外に設けられる場合においては、六十センチメートル）以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

ト 階段（その踊場を含む。）

利用者の用に供する階段は、ホ(1)(二)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 両側に手すりを連続して二段で設け、その上段の手すりの両端には、階段の行き先を点字で表示すること。

(2) 幅が四メートルを超えるものについては、中間に手すりを連続して設けること。ただし、踊場の部分については、この限りでない。

(3) 回り段を設けないこと。

(4) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。

- (5) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (6) 高さが三メートルを超えるものについては、高さ三メートル以内ごとに踏幅が一・二メートル以上の踊場を設けること。
- (7) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。
- (8) 照明設備を設けること。

チ 昇降機

- (1) 移動円滑化経路を構成するエレベーター及び乗降ロビーは、第一号ト(1)(二)及び(五)から(十二)までの規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) かごの幅は一・四メートル以上とし、かごの奥行きは一・三五メートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、かごの奥行きが一・三五メートル以上のもの（開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。）については、この限りでない。
 - (二) かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、かご外からかご内が視覚的に確認できる構造とすること。
 - (三) かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置に設けられた制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。
 - (四) かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
 - (五) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
 - (六) 地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けること。
 - (七) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものであること。
- (2) 移動円滑化経路を構成するエレベーターの台数、かごの幅及び奥行きは、公共交通機関の施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。
- (3) 移動円滑化経路を構成するエスカレーターは、次に定める基準に適合するものとする。こと。ただし、(七)及び(八)に定める基準については、複数のエスカレーターが隣接する位置に設けられる場合においては、そのうち一のエスカレーターのみが適合していれば足りるものとする。
 - (一) 上り専用のもの及び下り専用のものをそれぞれ設けること。ただし、利用者が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。
 - (二) 踏段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げがなされたものとする。こと。
 - (三) 昇降口において、三枚以上の踏段が同一平面上にあるものとする。こと。
 - (四) 踏段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により踏段相互の境界を容易に識別できるものとする。こと。
 - (五) くし板の端部と踏段の色の明度の差が大きいこと等によりくし板と踏段との境界を容易に識別できるものとする。こと。
 - (六) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。
 - (七) 幅は、八十センチメートル以上とする。こと。
 - (八) 踏段の面を車いす使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。
 - (九) エスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。

リ 乗降場

- (1) 鉄道の駅のプラットフォームは、次に定める基準に適合するものとする。こと。
 - (一) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。こと。
 - (二) 排水のための横断こう配は、一パーセントを標準とする。こと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場

合においては、この限りでない。

- (三) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔は、鉄道車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さいものであること。この場合において、構造上の理由により当該間隔が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。
 - (四) プラットホームと鉄道車両の乗降口の床面とは、できる限り平らであること。
 - (五) プラットホームの縁端と鉄道車両の乗降口の床面の縁端との間隔又は段差により車いす使用者の円滑な乗降に支障がある場合においては、車いす使用者の乗降を円滑にするための設備が一以上備えられていること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
 - (六) 鉄道の駅の適切な場所において、列車に設けられる車いすスペースに通ずる鉄道車両の乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合においては、この限りでない。
 - (七) ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロック（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）第二条第四号に規定する内方線付き点状ブロックをいう。別表第二において同じ。）その他の視覚障害者の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - (八) プラットホームの線路側以外の端部には、利用者の転落を防止するためのさくを設けること。ただし、当該端部に階段が設けられている場合その他利用者が転落するおそれのない場合においては、この限りでない。
 - (九) 列車の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備が設けられていること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合、又はホームドア若しくは可動式ホームさくが設けられている場合においては、この限りでない。
 - (十) 照明設備を設けること。
- (2) 鉄道の駅以外の乗降場の基準は、(1)に定める基準を準用すること。

ヌ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、出入口付近に、男子用及び女子用の区分（当該区分がある場合に限る。）並びに便所の構造を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。
- (2) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、多機能トイレを一以上設けること。
- (3) 多機能トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号チ(2)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努めること。
- (4) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第一号チ(5)及び(6)に定める基準に適合するものとする。
- (5) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号チ(7)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- (6) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。

ル カウンター等

利用者の用に供するカウンター等を設ける場合においては、それぞれ一以上のカウンター等を車いす使用者の利用に配慮した高さとし、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けること。ただし、カウンターについては、常駐する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合においては、この限りでない。

ロ 案内板等

- (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
- (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、

必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。

(三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(2) 公共用通路に直接通ずる出入口又は改札口の付近には、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。

(3) 高齢者、障害者等の円滑な通行及び利用に配慮した傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等の付近には、それぞれ、当該傾斜路、昇降機、便所、券売機又は乗車券等の販売を行う者が常駐する窓口等があることを表示する表示板を設けること。

(4) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。

(5) 消防法第十七条第一項の規定により消防の用に供する設備の設置が必要な施設（自動火災報知設備及び避難口誘導灯の設置が必要な施設に限る。）については、屋内から直接地上へ通ずる出入口又は直通階段の出入口に設けることとされる避難口誘導灯は、点滅機能及び音声誘導機能により視覚障害者及び聴覚障害者の避難に配慮したものとするよう努めること。

(6) 車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ワ 券売機

券売機を設ける場合においては、次に定める基準に適合する券売機をそれぞれ一以上設けること。ただし、乗車券等の販売を行う者の常駐する窓口が設けられている場合においては、この限りでない。

(1) 金銭投入口、ボタン等の高さは、車いす使用者の円滑な利用に配慮したものとする。

(2) 視覚障害者の円滑な利用に配慮した次に定める基準に適合するものとする。

(一) ボタンのある券売機には、運賃等の主要なボタンに点字による表示を行うこと。

(二) ボタンのない券売機には、音声により視覚障害者を案内する設備を設けること。

(三) 券売機の横には、点字による運賃表を設けること。

カ 授乳場所等

(1) 授乳場所等を設けるよう努めること。

(2) 授乳場所等の出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をすること。

コ 休憩設備

(1) 休憩設備を設けること。ただし、利用者の円滑な移動に支障を及ぼすおそれのある場合においては、この限りでない。

(2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

四 公園に関する整備基準

イ 出入口

利用者の用に供する出入口のうち、一以上の出入口は、次に定める基準に適合するものとする。

(1) 幅は、一・二メートル以上とすること。

(2) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんとすること。

(3) 高低差がある場合においては、五パーセント以下のこう配ですりつけること。

(4) 通行の際に支障となる段を設けないこと。

(5) 戸を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。

(一) 戸は、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造（回転式を除く。）とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

(二) 全面が透明な戸を設ける場合においては、戸に衝突を防止する措置を講じたものとする。

- (三) 自動的に開閉する構造の戸を設ける場合においては、利用者が戸に挟まれることのないよう、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
- (6) 車止めを設ける場合においては、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。
- (7) 出入口からの水平距離が一・五メートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

ロ 園路

イに定める基準に適合する出入口に通ずる主たる園路（以下「主たる園路」という。）は、イ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 有効幅員は、一・八メートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、有効幅員を一・四メートル以上とすることができる。
- (2) 縦断こう配は、五パーセント（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下とすること。
- (3) 三パーセント以上の縦断こう配が三十メートル以上続く場合においては、延長三十メートル以内ごとに一・五メートル以上の水平部分を設けること。
- (4) 横断こう配は、一パーセント以下とすること。
- (5) 段を設ける場合においては、当該段の基準は、ニに定める基準を準用すること。
- (6) 排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (7) 階段、段又は傾斜路（階段又は段に併設するもの（その踊場を含む。）に限る。）のある部分の上端に近接する主たる園路の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、こう配が五パーセント（高さが十六センチメートル以下の場合にあっては、八パーセント）以下の傾斜路の上端に近接する主たる園路の部分については、この限りでない。

ハ 傾斜路（その踊場を含む。）（階段又は段に代わり、又はこれらに併設するものに限る。）主たる園路に傾斜路を設ける場合においては、イ(2)及びロ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 幅は、一・二メートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合においては、九十センチメートル以上とすることができる。
- (2) 横断こう配は、設けないこと。
- (3) 高さが十六センチメートルを超え、かつ、こう配が五パーセントを超える傾斜がある部分には、両側に手すりを設けるとともに、その手すりの両端には、傾斜路の行き先等を点字で表示すること。
- (4) 両側に、側壁又は立ち上がりを設けること。
- (5) その前後の園路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。
- (6) 傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、こう配が五パーセントを超えない傾斜がある部分の場合、又は傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。
- (7) 高さが七十五センチメートルを超えるものについては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅が一・五メートル以上の踊場を設けること。

ニ 階段（その踊場を含む。）

主たる園路に階段を設ける場合においては、イ(2)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。

- (1) 両側に手すりを設けるとともに、手すりの両端には、階段の行き先等を点字で表示すること。
- (2) 回り段を設けないこと。
- (3) 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- (4) 段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。
- (5) 傾斜路を併設すること。

- (6) 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合においては、この限りでない。
- (7) 高さが三メートルを超えるものについては、高さ三メートル以内ごとに踏幅が一・二メートル以上の踊場を設けること。
- (8) 階段（側面が壁面であるものを除く。）の両側には、立ち上がりを設けること。

ホ 便所

- (1) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、多機能トイレを一以上設けること。
- (2) 多機能トイレに加えて、利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号チ(2)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けるよう努めること。
- (3) 利用者の用に供する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、第一号チ(5)及び(6)に定める基準に適合するものとする。
- (4) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、第一号チ(7)に定める基準に適合する便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。
- (5) 利用者の用に供する便所を設ける場合においては、便房にオストメイト用設備を設けた便所を一以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ一以上）設けること。

ヘ 案内板等

- (1) 案内板又は表示板を設ける場合においては、次に定める基準に適合するものとする。
- (一) 位置、高さ、照明等は、高齢者、障害者等に配慮したものとする。
- (二) 文字の大きさ、書体、配色等は、高齢者、障害者等が見やすく分かりやすいものとし、必要に応じ、子ども等が理解しやすいよう平仮名、片仮名、図、記号等による表示を行うこと。
- (三) 必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。
- (2) イに定める基準に適合する出入口及び園内の必要な箇所に、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を表示した案内板その他の設備を設けること。ただし、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した設備の配置を容易に視認できる場合においては、この限りでない。
- (3) 案内、呼出し等の窓口を設ける場合においては、文字により情報を表示する聴覚障害者に配慮した設備を設けるよう努めること。

ト 駐車場等

- (1) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、第一号カ(1)に定める数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。
- (2) 車いす使用者用駐車施設は、イに定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの経路（(3)に定める基準に適合する通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
- (3) 車いす使用者用駐車施設へ通ずるイに定める基準に適合する出入口から当該車いす使用者用駐車施設までの通路のうち一以上は、イ(1)、(2)及び(5)並びにロ(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。
- (4) 利用者の用に供する駐車場を設ける場合においては、次に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降の用に供する自動車の停車のための部分を設けるよう努めること。
- (一) 車両への乗降の用に供する部分は、車いす使用者等が円滑に乗降できるよう、幅及び奥行きをそれぞれ一・五メートル以上とし、その表面は、できるだけ水平とすること。
- (二) 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分又はその付近に当該部分である旨を見やすい方法により表示すること。
- (三) 高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分に最も近いイに定める基準に適合する出入口から当該自動車の停車のための部分までの通路は、イ(1)、(2)及び(5)並びにロ(2)から(6)までに定める基準に適合するものとするほか、五十メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

チ 授乳場所等

- (1) 授乳場所等を設けるよう努めること。
- (2) 授乳場所等の出入口又はその付近に、授乳場所等が設けられている旨の適切な表示をすること。

リ 休憩設備

- (1) 休憩設備を設けること。
- (2) 休憩設備又はその付近に、休憩設備が設けられている旨の適切な表示をすること。

ヌ 転落用防止設備

高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、点状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したものその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設けること。

五 道路に関する整備基準

イ 歩道等

歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

- (1) 歩道の有効幅員は、二メートル以上とすること。
- (2) 自転車歩行者道の有効幅員は、三メートル以上とすること。
- (3) 表面は、粗面とし、又は濡れても滑りにくい材料で仕上げ、かつ、平たんで水はけの良いものとする。ただし、道路の構造その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- (4) 歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の切下げ部のすりつけは、五パーセント（地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、八パーセント）以下のこう配とすること。
- (5) 歩道等の横断こう配は、車両乗り入れ部を除き一パーセント（道路の構造、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合にあっては、二パーセント）以下とすること。
- (6) 横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道の部分より高くするものとし、当該縁端と当該車道の部分との段差は、二センチメートルを標準とすること。
- (7) 横断歩道に接続する歩道等の部分には、車いす使用者が円滑に転回できるよう平坦な部分を設けること。
- (8) 歩道等と車道とは、工作物により明確に分離すること。
- (9) 排水溝に溝ぶたを設ける場合においては、当該溝ぶたは、つえ、車いす等の使用者の通行に支障のない構造とすること。
- (10) 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設と最寄りの鉄道の駅又は軌道若しくはバスの停留所とを結ぶ歩道その他視覚障害者が利用することが多い歩道には、視覚障害者を誘導するための線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設するよう努めること。

ロ 横断歩道

横断歩道においては、中央分離帯と車道とを同一の高さですりつけること。

ハ 案内標識

- (1) 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設及びエレベーターその他の移動の円滑化のために必要な施設の案内標識を設けること。
- (2) (1)に定める案内標識には、必要に応じ、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けること。

六 路外駐車場に関する整備基準

路外駐車場（専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のためのものを除く。）を設ける場合においては、車いす使用者用駐車施設を一以上設けるとともに、次に定める基準に適合するものとする。

イ 路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

ロ 路外駐車場の出入口付近に、車いす使用者用駐車施設が設けられている旨を見やすい方法に

より表示すること。

ハ 車いす使用者用駐車施設から路外駐車場の出入口までの通路の構造は、車いす使用者の円滑な通行に配慮したものとする。

全部改正〔平成一六年規則八〇号〕、一部改正〔平成二一年規則五一号・二三年九号・三〇年六五号・三一年三八号・令和三年三三号〕

別表第二（第三条、第五条関係）

生活関連施設又は特定生活関連施設の区分	図書	
	種類	明示すべき事項
建築物	一 付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
	二 配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、利用円滑化経路を構成する各部分の位置、視覚障害者利用円滑化経路（別表第一第一号ロ（１）ただし書に規定する同号ロ（２）及び（３）に定める基準に適合する経路を含む。以下同じ。）を構成する各部分の位置、建築物及びその出入口の位置、特殊な構造又は使用形態のエレベーターの位置、主要な案内板の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、車寄せの位置、高齢者、障害者等優先停車施設の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、敷地内の通路に設けられる手すりの位置並びに敷地内の車路の位置
	三 各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、利用円滑化経路を構成する各部分の位置、視覚障害者利用円滑化経路を構成する各部分の位置、建築物の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅（当該廊下等が段を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、廊下等に設けられる線状ブロック等及び点状ブロック等並びに突出物等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、昇降機の位置、別表第一第一号チ（１）、（２）及び（４）から（７）までに定めるそれぞれの基準に適合する便所及び便房（同号チ（７）（二）ただし書に規定する場所を含む。）の位置、

			同号りに定める基準に適合する浴室等の位置並びに出入口の位置及び幅、同号ヌに定める基準に適合する客室の位置並びに出入口の位置及び幅、客席の部分に設けられる同号ルに定める基準に適合する車いす使用者用の客席の位置、奥行き及び幅、出入口から車いす使用者用の客席までの通路の位置及び幅（当該通路が傾斜路を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）並びに難聴者の聴力を補うための装置の位置、同号ヲに定める基準に適合するカウンター等の位置、案内板又は表示板の位置、同号ワ（５）に定める基準に適合する避難口誘導灯の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、駐車場へ通ずる建築物の出入口から車いす使用者用駐車施設までの駐車場内の通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、高齢者、障害者等優先停車施設の位置、幅及び奥行き、高齢者、障害者等優先停車施設に通ずる建築物の出入口から高齢者、障害者等優先停車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、授乳場所等の位置並びに休憩設備の位置
	四 縦断面図	イ 階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
		ロ 傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	五 構造詳細図	イ 昇降機	縮尺、かご、昇降路及び乗降ロビーの構造並びに別表第一第一号ト（３）に定める基準に適合するエスカレーターの踏段の構造
		ロ 便所	縮尺並びに別表第一第一号チ（１）、（２）及び（４）から（７）までに定める基準に適合する便所及び便房（同号チ（７）（二）ただし書に規定する場所を含む。）の構造
		ハ 浴室等	縮尺及び別表第一第一号リに定める基準に適合する浴室等の構造
		ニ 客室	縮尺及び別表第一第一号ヌに定める基準に適合する客室の構造
	小規模建築物	一 付近見取図	
二 配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道等の位置、建築物及びその出入口の位置並びに敷地内の通路の位置及び幅	
三 各階平面図		縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、建築物の出入口の位置及び幅並びに便所の位置	

	四 縦断面図	イ 階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
		ロ 傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	五 構造詳細図	便所	縮尺並びに便所及び便所の構造
	一 付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
	二 配置図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道、公共用通路の位置、移動円滑化経路を構成する各部分の位置、公共交通機関の施設及びその出入口の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に敷設された線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる照明設備の位置、傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び照明設備の位置、昇降機の位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる鉄道車両の車いすスペースに通ずる乗降口の表示、ホームドア、可動式ホームさく、内方線付き点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備及びさく並びに照明設備の位置並びに車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備の位置
公共交通機関の施設	三 各階平面図		縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、移動円滑化経路を構成する各部分の位置、公共交通機関の施設の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、改札口の位置及び幅、通路等に敷設された線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、通路等の位置及び幅（当該通路等が段又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、通路等に設けられる戸の開閉の方法及び照明設備の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すりの位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び照明設備の位置

			置、昇降機の位置、乗降場の位置、乗降場に設けられる照明設備及び鉄道車両の車いすスペースに通ずる乗降口の表示、別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)までに定める基準に適合する便所及び便房（同号チ(7)(二)ただし書に規定する場所を含む。）の位置、同表第三号ヌ(1)の設備の位置、同号ヌ(6)の便房の位置、同号ルに定める基準に適合するカウンター等の位置、案内板又は表示板の位置、同号ヲ(5)に定める基準に適合する避難口誘導灯の位置、同号ワに定める基準に適合する券売機の位置、授乳場所等の位置並びに休憩設備の位置
	四 縦断面図	イ 階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
		ロ 傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	五 構造詳細図	イ 昇降機	縮尺並びにかご、昇降路及び乗降ロビーの構造並びに別表第一第三号チ(2)に定める基準に適合するエスカレーターの踏段の構造
		ロ 便所	縮尺並びに別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)までに定める基準に適合する便所及び便房（同号チ(7)(二)ただし書に規定する場所を含む。）の構造並びに同表第三号ヌ(1)の設備及び同号ヌ(6)の便房の構造
公園	一 付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
	二 平面図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、公園の出入口の位置及び幅（当該出入口が車止めを有する場合にあってはその位置を含む。）、主たる園路の位置及び幅員（当該主たる園路が段又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、主たる園路に設けられる点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊場を有する場合にあっては、踊場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、別表第一第一号チ(1)、(2)及び(5)から(7)までに定める基準に適合する便所及び便房（同号チ(7)(二)ただし書に規定する場所を含む。）の位置、同表第四号ホ(5)の便房の位置、案内板又は表示板の位置、駐車場の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、同号イに定める基準に適合する出入口から車いす使用者用駐車施設までの

			通路の位置及び幅（当該通路が段又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同号ト（４）に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分の位置、幅及び奥行き、同号イに定める基準に適合する出入口から同号ト（４）に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分までの通路の位置及び幅（当該通路が段又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、授乳場所等の位置、休憩設備の位置並びに点状ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備又はさくの位置
	三 縦断面図	イ 出入口	縮尺及びすりつけこう配
		ロ 主たる園路	縮尺、縦断こう配及び横断こう配
		ハ 階段又は段	縮尺並びにけあげ及び踏面の構造及び寸法
		ニ 傾斜路	縮尺、高さ、長さ及び踊場の踏幅
	四 構造詳細図	便所	縮尺並びに別表第一第一号チ（１）、（２）及び（５）から（７）までに定める基準に適合する便所及び便房（同号チ（７）（二）ただし書に規定する便所以外の場所を含む。）の構造並びに同表第四号ホ（５）の便房の構造
道路	一 付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
	二 平面図		縮尺、方位、歩道等の位置及び幅員、歩道等に設けられる排水溝、線状ブロック等及び点状ブロック等の位置、横断歩道及び中央分離帯の位置並びに別表第一第五号ハに定める基準に適合する案内標識の位置
	三 構造詳細図	イ 歩道等	縮尺並びに歩道等の横断面の構造並びに歩道等の巻込部及び横断歩道箇所における歩道等の構造
		ロ 車道	縮尺並びに横断歩道における中央分離帯及び車道の構造
路外駐車場	一 付近見取図		方位、道路及び目標となる地物
	二 平面図		縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地の接する道の位置、路外駐車場及びその出入口の位置、敷地内の車路の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅並びに路外駐車場の出入口から車いす使用者用駐車施設までの通路の位置及び幅（当該通路が段、排水溝又は傾斜路及びその踊場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、同号イに定める基準に適合する出入口から同号ト（４）に定める基準に適合する高齢者、障害者等の自動車への円滑な乗降に供する自動車の停車のための部分までの通路の位置及び幅（当該通路が段又は排水溝を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、授乳場所等の位置、休憩設備の位置並びに点状ブロック等その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備又はさくの位置

全部改正〔平成二一年規則五一号〕、一部改正〔平成三〇年規則六五号〕

別表第三（第四条関係）

一 建築物

- イ 児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、母子・父子福祉施設その他これらに類するもの
- ロ 学校（専修学校及び各種学校を含む。）
- ハ 病院又は診療所（患者を入院させるための施設がないものにあつては、床面積の合計が二百平方メートル以上のものに限る。）
- ニ 観覧場、公会堂又は集会場
- ホ 博物館、美術館、図書館又は展示場
- ヘ 銀行その他の金融機関の店舗
- ト 郵便局
- チ 一般電気事業、一般ガス事業又は電気通信事業を営む店舗
- リ 公衆便所
- ヌ ホテル、旅館又は下宿のうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
- ル コンビニエンスストア（飲食料品を中心に販売し、かつ、営業時間が一日十四時間以上であるセルフサービス方式を採用している店舗で、その売場面積が三十平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）のうち、地上階に売場を有するものであつて床面積の合計が百五十平方メートル以上のもの
- ヲ 物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストアを除く。）又は飲食店のうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
- ワ 公衆浴場で床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
- カ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が二百平方メートル以上のもの
- ヨ 市場で床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- タ 劇場、映画館又は演芸場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- レ 遊技場、ダンスホール、キャバレー、ナイトクラブ、バー、料理店又は待合のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ソ ボーリング場、水泳場、スケート場、スキー場、体育館又はスポーツの練習場のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ツ 自動車庫で床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ネ 火葬場で床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ナ 映画スタジオ又はテレビスタジオのうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ラ 工場又は事務所のうち、床面積の合計が五百平方メートル以上のもの
- ム 共同住宅又は寄宿舎のうち、床面積の合計が千平方メートル以上のもの
- ウ 国又は地方公共団体の庁舎その他の公共的施設

二 小規模建築物

- イ 診療所（患者を入院させるための施設を有しないものに限る。）、薬局、理髪店又は美容院のうち、床面積の合計が二百平方メートル未満のもの
- ロ コンビニエンスストアのうち、床面積の合計が百五十平方メートル未満のもの
- ハ 物品販売業を営む店舗（コンビニエンスストアを除く。）若しくは飲食店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店その他これらに類するサービス業を営む店舗又は公衆浴場のうち、床面積の合計が百平方メートル以上二百平方メートル未満のもの

三 公共交通機関の施設

- イ 鉄道の駅又は軌道の停留場及びこれらと一体として利用者の用に供する施設
- ロ 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港

ハ 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第百三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル

四 公園

イ 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園その他これに類する公園

ロ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条の児童遊園

ハ 遊園地、動物園又は植物園

五 道路

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路（自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。）

六 路外駐車場

第一条に規定する路外駐車場のうち、自動車の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの（その利用について料金を徴収するものに限る。）

一部改正〔平成一二年規則一三号・一六年八〇号・一八年九九号・二一年五一号・二三年九号・二六年六七号・二九年一九号〕

様式第1号

（第3条関係）

全部改正〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕

様式第2号(1)

（第3条、第5条、第9条関係）

全部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔平成23年規則9号・31年38号〕

様式第2号(2)

（第3条、第5条、第9条関係）

全部改正〔平成16年規則80号〕

様式第2号(3)

（第3条、第5条、第9条関係）

全部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔平成30年規則65号〕

様式第2号(4)

（第3条、第5条、第9条関係）

全部改正〔平成21年規則51号〕

様式第2号(5)

（第3条、第5条、第9条関係）

全部改正〔平成21年規則51号〕

様式第2号(6)

（第3条、第5条、第9条関係）

追加〔平成16年規則80号〕

様式第3号

（第3条関係）

一部改正〔平成16年規則80号〕

様式第4号

（第5条関係）

全部改正〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕

様式第5号

（第6条関係）

全部改正〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕

様式第6号

（第8条関係）

全部改正〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕

様式第7号

(第9条関係)

全部改正〔平成16年規則80号〕、一部改正〔平成21年規則51号〕、一部改正〔令和3年規則33号〕

様式第8号

(第10条関係)

一部改正〔平成16年規則80号・23年9号〕